

## 「愛知県緊急事態措置」前後の対照表

「（下線部は変更箇所）」

R3. 9. 29 通知

「愛知県厳重警戒措置」に伴う県立学校の対応 (●はレベル3相当の対応) (R3. 9. 29 通知)	「愛知県緊急事態措置」の延長に伴う県立学校の対応 (R3. 9. 10 通知)	「まん延防止等重点措置」に伴う県立学校の対応 (●はレベル3相当の対応) (R3. 8. 7 通知)
<p><b>1 学校運営の基本方針</b></p> <p>「愛知県緊急事態宣言」の解除後も「愛知県厳重警戒措置」が実施されることを踏まえ、感染の再拡大の防止に向け、引き続き警戒を緩めず、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続していく。</p> <p>各学校の感染状況に応じて臨時休業の実施を迅速かつ適切に判断する。</p> <p><b>2 感染防止対策の徹底</b></p> <p>新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、児童生徒一人一人が自覚を持って感染拡大防止に取り組む必要がある。変異株(デルタ株)へほぼ置き換わり、新規感染者に占める10歳代以下の割合が高まっていることを踏まえ、<u>基本的な感染防止対策をワクチン接種を終えたものも含めて徹底するよう</u>指導を行う。</p> <p><b>(1) 登下校、放課後及び休日</b></p> <p>ア 毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させ</p>	<p><b>1 学校運営の基本方針</b></p> <p>「愛知県緊急事態措置」の期間が延長されたことを踏まえ、警戒度を最大にし、感染防止対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していく。</p> <p>各学校の感染状況に応じて臨時休業の実施を迅速かつ適切に判断する。</p> <p><b>2 感染防止対策の徹底</b></p> <p>新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、児童生徒一人一人が自覚を持って感染拡大防止に取り組む必要がある。変異株(デルタ株)へほぼ置き換わり、急速に感染が拡大していること、新規感染者に占める10歳代以下の割合が高まっていることを踏まえ、改めて、基本的な感染防止対策を徹底するよう指導を行う。</p> <p><b>(1) 登下校、放課後及び休日</b></p> <p>ア <u>家族も含めた</u>毎日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場</p>	<p><b>1 学校運営の基本方針</b></p> <p>本県において感染が再び拡大し、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされることに伴い、警戒度を高めて必要な対策を行いながら、学校教育活動を継続していく。</p> <p><b>2 感染防止対策の徹底</b></p> <p>新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、児童生徒一人一人が自覚を持って感染拡大防止に取り組む必要がある。従来株より若年層も感染しやすい可能性がある変異株にほぼ置き換わったと推定されること、またアルファ株よりも感染しやすい可能性も示唆されているデルタ株の陽性者が増加していることを踏まえ、改めて、基本的な感染防止対策を徹底するよう指導を行う。</p> <p><b>(1) 登下校、放課後及び休日</b></p> <p>ア 每日の健康観察を実施し、児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させ</p>

ない。

イ 児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合や、同居家族等が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合、児童生徒本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。

ウ 児童生徒に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え受診するよう保護者に働きかける。

エ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。児童生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、授業後や部活動終了後だけでなく、休日においても自粛するよう指導する。●

オ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。

ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先させること、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。

合、登校させない。

イ 感染者が急増している地域については、同居家族等に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えるよう保護者に働きかける。

ウ 児童生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、児童生徒は登校させない。

エ 児童生徒に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度、登校を控え受診するよう保護者に働きかける。

オ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。児童生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、授業後や部活動終了後だけでなく、休日においても自粛するよう指導する。

カ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。

ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先させること、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。

## (2) 時差通学、分散登校

公共交通機関を利用する児童生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、公共交通機関

ない。

イ 児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と特定された場合や、同居家族等が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合、児童生徒本人、又は保護者と相談し、登校を慎重に検討する。

ウ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。児童生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、授業後や部活動終了後だけでなく、休日においても自粛するよう指導する。●

エ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。

ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先させること、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。

	<p><u>が混雑する時間帯を避けられるよう時差通学の実施を積極的に検討する。</u></p> <p><u>また、分散登校も積極的に検討する。</u></p> <p><b>(3) 校内における感染防止対策</b></p> <p>ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。</p> <p>イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。</p> <p>ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症などによる健康被害が生じないよう、調節可能な服装を認めるなど、柔軟な対応をする。</p> <p><b>(3) 教職員の感染防止対策</b></p> <p>ア 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。</p> <p>イ 会食や外出、都道府県間の移動等については、国や県が示す指針を遵守する。</p> <p>ウ 教職員のワクチン接種について、正しい情報を提供しながら推奨する。</p> <p><b>(4) 県立学校ワクチン接種促進事業</b></p> <p>ア 生徒の安全・安心な学びを保障するため、県立学校ワクチン接種促進事業により、接種を希望する高校生等への新型コロナワク</p>	<p><u>が混雑する時間帯を避けられるよう時差通学の実施を積極的に検討する。</u></p> <p><u>また、分散登校も積極的に検討する。</u></p> <p><b>(3) 校内における感染防止対策</b></p> <p>ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。</p> <p>イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。</p> <p>ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症などによる健康被害が生じないよう、調節可能な服装を認めるなど、柔軟な対応をする。</p> <p><b>(4) 教職員の感染防止対策</b></p> <p>ア 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。</p> <p>イ <u>同居家族以外との不要不急の会食や不要不急の外出、不要不急の都道府県間の移動等</u>については、国や県が示す指針を遵守する。</p> <p>ウ 教職員のワクチン接種について、正しい情報を提供しながら推奨する。</p> <p><b>(5) 県立学校ワクチン接種促進事業</b></p> <p>ア 生徒の安全・安心な学びを保障するため、県立学校ワクチン接種促進事業により、接種を希望する高校生等への新型コロナワク</p>
--	---	---

<p>チン接種を促進する。</p> <p>イ ワクチン接種に関する個人情報は令和3年6月18日付け3教高第480号通知に基づき慎重に取り扱い、その管理を適切に行う。</p>	<p>チン接種を促進する。</p> <p>イ ワクチン接種に関する個人情報は令和3年6月18日付け3教高第480号通知に基づき慎重に取り扱い、その管理を適切に行う。</p>	
<h3>3 教育活動上の対応</h3> <h4>(1) 徐々に再開する活動</h4> <p><u>感染症対策を適切に実施した上で、地域の感染状況に応じて、「感染のリスクが高い学習活動」を、徐々に再開する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」</li> <li>・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」</li> </ul>	<h3>3 教育活動上の対応</h3> <h4>(1) 中止とする活動</h4> <p><u>「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、行わない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」</li> <li>・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」</li> <li>・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」</li> <li>・家庭、技術・家庭における「児童生徒同</li> </ul>	<h3>3 教育活動上の対応</h3> <h4>(1) 実施について慎重に検討する活動</h4> <p><u>「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施は、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」</li> <li>・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」</li> <li>・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニ</li> </ul>

<p><u>士が近距離で活動する調理実習」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接觸したりする運動」</li> </ul>	<p><u>カ等の管楽器演奏」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」</li> <li>・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」</li> <li>・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接觸したりする運動」</li> </ul>	<p><u>カ等の管楽器演奏」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」</li> <li>・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」</li> <li>・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接觸したりする運動」</li> </ul>
<p><b>(3) 修学旅行等の校外行事</b></p> <p>修学旅行等の校外行事は、<u>行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。</u></p> <p><b>(4) 学習活動</b></p> <p>ア <u>教室等においては、児童生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。</u></p>	<p><b>(2) 修学旅行等の校外行事</b></p> <p>修学旅行等の校外行事は、<u>中止又は延期する。</u></p> <p><b>(3) 学習活動</b></p> <p>ア <u>身体的距離の確保を優先し、教室等においては、児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保する。</u></p> <p>イ <u>施設の制約により1メートルの距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行う。</u></p> <p>ウ <u>ペアワーク等は必要最小限とし、行う場合は、次に留意して実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペア等を組む相手は固定する。</li> <li>・近距離で、対面にならない形で実施し、極力短時間に留める。</li> <li>・マスクを着用し、必要以上に大きな声</li> </ul>	<p><b>(2) 修学旅行等の校外行事</b></p> <p>修学旅行等の校外行事は、<u>行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、適切に実施する。</u></p> <p><b>(3) 学習活動</b></p> <p>ア <u>教室等においては、児童生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。</u></p>

<p>イ</p> <p>体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。</p> <p>ウ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、<u>地域の感染状況に応じて</u>、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。</p> <p>エ 通学困難等の児童生徒に対し、学校に配備したタブレット端末や、民間の学習支援サービス（スタディサプリ、ロイロノート、チームズ等）を活用し、オンラインによる学習支援を進める。</p> <p><b>(5) 部活動</b></p>	<p>を発しないよう指導する。</p> <p>エ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。</p> <p>体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。</p> <p>オ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、<u>緊急事態宣言下であることを鑑み</u>、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。</p> <p>カ 通学困難等の児童生徒や分散登校への対応として、学校に配備したタブレット端末や、民間の学習支援サービス（スタディサプリ、ロイロノート、チームズ等）を活用し、オンラインによる学習支援を進める。</p> <p><b>(4) 部活動</b></p> <p>ア 部活動については、校内の活動のみとする。ただし、活動については平日4日以内とし、活動は90分以内とする。</p>	<p>イ</p> <p>体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。</p> <p>ウ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、地域の感染状況に応じて、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。</p> <p>エ 通学困難等の児童生徒に対し、スタディサプリを活用するなど、オンラインによる学習支援を進める。</p> <p><b>(4) 部活動</b></p>
---	---	---

<p><u>ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。</u></p> <p><u>イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。</u></p> <p><u>ウ 児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動の再開については、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。</u></p> <p><u>エ 活動の開始時と終了時には、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施する。なお、教員が<u>常時立ち会わないことも可とする</u>。</u></p> <p><u>オ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱について</u></p>	<p><u>イ 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は、<u>自粛する</u>。ただし、公式戦で宿泊を伴う競技の部合宿については、事前に県教委へ相談する。</u></p> <p><u>ウ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、<u>慎重に検討する</u>。</u></p> <p><u>エ 児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、<u>行わない</u>。</u></p> <p><u>オ 活動の開始時と終了時に、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が<u>必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る</u>。また、教員が立ち会うことができない場合は<u>実施しない</u>。</u></p> <p><u>カ 可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させ、感染リスクの低い活動を、短時間で個人や少人数によって実施する。</u></p> <p><u>キ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱について</u></p>	<p><u>ア 対外的な練習試合及び合同練習は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。</u></p> <p>● <u>なお、部合宿は、自粛する。</u></p> <p><u>ただし、公式戦で宿泊を伴う競技については、事前に県教委へ相談する。</u></p> <p><u>イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施する。</u></p> <p><u>ウ 児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動の再開については、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。</u></p> <p><u>エ 活動の開始時と終了時には、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施する。なお、教員が常時立ち会わないことも可とする。</u></p> <p><u>オ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱について</u></p>
---	--	--

<p>は、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。</p> <p>カ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。 ●</p> <p><b>(5) 寄宿舎における感染症対策の徹底</b></p> <p>引き続き、寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策は特に徹底する。</p> <p><b>4 保護者との連携 ●</b></p> <p>学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察、休日を含めて児童生徒同士のカラオケや会食を自粛すること、放課後は寄り道をせずに帰宅することなど、各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者等に依頼する。</p>	<p>は、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。</p> <p>カ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。 ●</p> <p><b>(5) 寄宿舎における感染症対策の徹底</b></p> <p>引き続き、寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策は特に徹底する。</p> <p><b>4 保護者との連携</b></p> <p>学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察、休日を含めて児童生徒同士のカラオケや会食を自粲すること、放課後は寄り道をせずに帰宅すること、<u>不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えること</u>など、各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者等に依頼する。</p>	<p>ては、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。</p> <p>カ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。 ●</p> <p><b>(5) 寄宿舎における感染防止対策の徹底</b></p> <p>引き続き、寮や寄宿舎の集団生活における感染防止対策を徹底する。</p> <p><b>4 保護者との連携 ●</b></p> <p>学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察、休日を含めて児童生徒同士のカラオケや会食を自粲すること、放課後は寄り道をせずに帰宅すること、不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなど、各家庭においても感染予防に努めていただくよう保護者等に依頼する。</p>
---	--	---